

議第178号から議第180号まで

指定管理者の指定について（都市計画局関係）

指定管理者を次のように指定する。

令和7年11月25日提出

京都市長 松井孝治

議案番号	公の施設の名称	指定管理者	指定期間
178	京都市立錦林浴場、 京都市立養正浴場 及び京都市立三条 浴場	京都市伏見区竹田醍醐田町16番 地の3 明日香サポートサービス株 式会社	令和8年4月1 日から令和12年 3月31日（京都 市立錦林浴場に あっては、令和 8年9月30日） まで
179	京都市立壬生浴場 及び京都市立久世 浴場	同 上	令和8年4月1 日から令和12年 3月31日まで
180	京都市立辰巳浴場 及び京都市立改進 浴場	京都市下京区綾小路通柳馬場東 入塩屋町60番地の2 株式会社ワン・ワールド	同 上

提案理由

京都市立錦林浴場ほか6施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。